

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」第4回会合
北岡座長代理による記者ブリーフィング要旨

日時：平成25年11月13日(水) 19:00～19:20

場所：内閣総理大臣官邸記者会見室

1 冒頭発言

(北岡座長代理)

(1) 本日は、17時15分から約1時間半、18時45分まで、安倍総理の御出席を頂き、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の第4回会合が開催された。冒頭総理から、①国民の生存と国家の存立を守るのは政府の責務である、そのためにどのような手段をとるべきか、第一義的には、外交・防衛上の政策判断である、主権者である国民の生存、国家の存立を危機に陥れることは憲法の要請するところではない、②国民の生命・身体・財産や国家の存立を脅かす事態は、今や世界中のあらゆる場所で生じている、各国と協調して対応できるように法的な基盤を含めて万全な体制を築く必要がある、あらゆる可能性についてしっかりと守りを固めていくことは、抑止力となり、結果としてそういう事態を引き起こしにくくする効果もある、③我が国が責任ある国家となった今日、地域や国際社会の平和と安全の維持・回復を他国任せにして、自分のことさえしておけばよいというような依存心や甘えは捨てる必要がある、公の国際秩序を支える努力をしなければ、国際社会から尊敬されることもなく、ひいては、自らの安全を損なうかもしれない、このような認識の下に、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲げ、多くの国から支持を得ていると、そういう旨の御発言があった。これは一方で行われている安防懇（安全保障と防衛力に関する懇談会）のプロセスと非常に有機的な連携があるということを示べられたものと理解している。

(2) その後、前回に引き続き、あるべき新しい憲法解釈について、特に集団的自衛権に関する論点を中心に議論を行った。論点はいろいろあったが、例えば地理的限界を設けることは適切ではないということはコンセンサスがあった。それから、個別的自衛権で対応できるという考え方については、個別的自衛権を「拡張」して説明することは、これは国際法に対するチャレンジであり、これはやってはならないことであるという考えだとか、それから憲法第9条の解釈は、長年の議論の積み重ねで確立したものであるから、集団的自衛権の行使を認めるためには憲法を改正すべきではないかという意見も世間にはあるが、懇談会の中では、ない。憲法には個別的自衛権や集団的自衛権について、そもそも明文の規定はない。個別的自衛権の行使についても、解釈の積み重ねで

きてきたものであるから、そうした経緯から考えれば、個別的自衛権に加えて集団的自衛権の行使が認められるという判断も十分可能である、というような議論がいろいろ出ていた。懇談会で認識の共有は深まっているが、いろいろ論点はある、現にフィリピンの自然災害が元来治安の悪いところで起こっているようなことも言及があった。だからどうしようという結論が出たわけではもちろんないが、いろいろ問題が多岐に残っているので、次回はもう一度年内に開催することを予定している。

2. 質疑応答

(記者) 次回も年内に開催するということだが、どのようなテーマで議論を行うのか。

(礒崎補佐官) 引き続き憲法解釈問題について議論をするということ。

(座長代理) その他で言えば、前から述べているとおり、憲法上は問題ないが、法律は整備できていないなど、残っている論点はいくつもある。

(記者) 以前、礒崎補佐官がおっしゃっていた、最速で年内に報告書という点については、今日の議論の結果、なかなか難しくなったという認識か。

(補佐官) いつが出口かということは決めていない。今後、今日の会議の中身、次の会議の中身を見ながら、総合的に判断するのであって、いつを出口とするかについてまだ決めていないので、年内にできないというわけでもないし、やるというわけでもない。

(記者) もう一度12月に議論して、報告書を取りまとめて手交する可能性もあるということか。なかなか難しいのではないかと思うが。

(補佐官) 可能性はある。その辺をどうするかは今後検討する。

(記者) 前の報告書でも憲法解釈の変更について提言されているが、その時も地理的概念というのはなかったと思うが、その時と安全保障環境が変わる中で今回変更点というか、前回の報告書ではこうだったが今回はこうすべきという点はあるか。

(座長代理) 基本的な憲法解釈ということでは大きな変更はないが、前回は4

類型に則した検討をしたわけだが今回はそうではない。憲法上は問題があるが、法律上は欠陥とか空白があるという議論もしている。憲法解釈のレベルで大きな変更という議論は、今のところ記憶にない。

(記者) 今日の会議中に、冒頭挨拶以外に総理や官房長官から何か発言はあったか。

(座長代理) いつも総理は最後に委員の皆さんに対する謝辞を述べられる。それ以上に立ち入った話はなかったと記憶している。

(記者) 確認だが、個別的自衛権を拡張することは国際法に対するチャレンジであるというのはコンセンサスか、そういう意見が出たということか。

(座長代理) コンセンサスかどうか厳密に賛否はとっていないが、例えば領空は常識的に一定の範囲があり、はるか上空まで日本の領空にして個別的自衛権の範囲にしてしまえというのは国際法に対するチャレンジだと思うが、これに対して、いやいやそれで良いのだというような反対論がなかったという意味においては、概ね合意が得られているということかと思う。

(記者) 地理的な限界を設けることは適切ではないという点についてはコンセンサスがあったということだが、それ以外にコンセンサスを得ることができたという部分はあるか。

(座長代理) コンセンサスを得たと申し上げたが、「これで良いですか、皆さん手を挙げてください」というような格好の、ポジティブなコンセンサスはまだとっていない。最終的に文章になった段階では、これで良い悪いとか、もうちょっとこうしようとかいう意見が出ると思う。しかし、今のところ、地理的限界を設定するのはどうも感心しない、設定しない方が理論的にもすっきりする、現実的にもそれでいい、という考えを言っておられる方はたくさんおられて、それに対して反対する意見を言っておられた方はいない。そういう意味で、コンセンサスがないわけではないというか、コンセンサスは一応ぼやっとしたものはあるのではないかと思う。

(記者) 今日の議論の中で、集団的自衛権の同盟的な意味での対象となる国とか、「仲間」となる国の範囲について議論はあったか。

(座長代理) 同盟国に限るとのことか。そういう議論はしていない。

(記者) 歯止めの議論はあったのか。

(座長代理) 歯止めの議論は色々なところでないわけではない。

(記者) 具体的には。

(座長代理) 歯止めというのは、まず第一義的には内在的な歯止めというものがある。防衛には必要性、均衡性というものがあり、やられたら相手を叩きのめすというのはいけない等、色々歯止めはある。ただ、それは色々なアイデアがフロートしているということで、常識的な必要性とか均衡性とか、必要もないのにやりに行くというのはいけない。したがって、均衡性-proportionality-というの一方にあるが、これ以上に突っ込んだ議論はまだやっていない。

(記者) 地理的概念を設定するのがナンセンスだという具体例はあったか。例えばサイバーであるとか。

(座長代理) そういう議論はこれまでたくさんしたので。ここでも散々したのでもう皆さんはその議論に飽きているのかと思っていた。前にも言った記憶があるが、理論的にはどんな遠くも排除しないが、実質的にはなかなか思いつかないということをここで話したと思う。だから理論的には宇宙であってもあり得るが、現実には多分そういうことはないだろうというのをお話ししたと思う。

(記者) 今後安保法制懇において議論すべき論点というのはまだ結構残っているのか。

(座長代理) 今申し上げたとおり、個別的自衛権は憲法上OKであるが、その中でできないことは色々ある。例えば邦人救出とか。そうした問題ももう少し議論しなければいけないということはある。

(記者) 憲法上ではなくて法律上の歯止めの議論というのは。

(座長代理) 法律上の歯止めは、我々は理論的、又は現実的な提言をするのだが、どこでどういう歯止めをセットするかというのは国会でお決めになればよ

いのではないかと思っている。我々は集団的自衛権をどう考えればよいのかということを見ると。その際に現実的な事態にも考えを及ばせながら議論をする。それを政府が受け入れられるかどうかということ。受け入れるとしたら、その上に法律改正論がある。自衛隊法はいくつか変えなければいけないとか、PKO法も変えなければいけないとか、いくつか出てくると思う。その時に国会議員の方々は衆知を集めて、どこでどういうことをやるのかということをお決めいただければよいのではないか。それは我々の責任の範囲の外だと思っている。

以 上